

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	農村振興局農村政策部農村環境課
部署の業務内容	農村地域における気候変動への対応や生物多様性の保全、環境影響評価に関すること。土地改良事業の計画基準の作成に関すること。農業の多面的機能や地質、地下水等の調査に関すること。地すべり防止区域の指定に関すること。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・印刷媒体、HP、セミナー等を通じて、業務の成果等を国民各層に分かり易く伝えるよう丁寧な対応を心がけているが、常に国民視点から自らの業務を厳しくチェックして改善していくとともに、業務成果等を広く発信して普及に努めていく。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・苦情や要請等については、速やかに課長等に報告・相談するとともに、重要なものは局幹部に相談するというルールに基づき対応している。 ・苦情や要請等には丁寧な対応を心がけているが、苦情がないことをもって国民から評価を受けているとは言えないとの指摘を受け、国民視点で自らの業務を厳しくチェックする必要がある。 ・課内の打合せにおいて、常に国民視点で業務の内容や執行状況についてチェックする。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・業務の成果等を国民各層に分かり易く伝えるとともに、土地改良事業計画基準の改定に際してパブリックコメントを実施し、農政局の現地調査に当たって関係住民等を含めた説明会等を実施している。 ・行政側からの国民への一方的な情報伝達ではなく、双方向の情報交換が必要であり、それによる施策の効果検証と国民意見の施策への反映が必要である。 ・業務のアウトプット、アウトカムを明確にし、常に国民に分かりやすい資料作成と情報公開に努めて、成果を確実に普及していく。また、会議や研修会等において積極的に業務の説明を行うとともに、その際に国民の意見を聞く意見交換等も併せて行っていく。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見ても、業務が公平に遂行され则认为られるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・国民視点を常に意識して継続的に業務の点検を行っていくことが重要である。 ・団体と意見交換・情報の共有化を図ることにより、相互理解を図っていく。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・当課では、国産農産物の生産を増大させ、食の安全を支える生産基盤整備を行う土地改良事業等における環境との調和への配慮や、生態系や景観を含む農村全体の価値を向上させる農村環境保全に関する業務を行っている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・食の安全を支える生産基盤の整備を行う土地改良事業等に係わる調査や技術開発、計画基準の作成を通じて、食の安全に貢献している。これらの業務の実施に当たっては、有識者等からの技術的専門的な知見を頂き対応している。 ・業務がフードチェーンのどこかで食の安全に繋がっているという認識を持って業務を行っているが、食の安全に関する基本的な知識を習得する必要がある。 ・このため、職員一人一人が食の安全について意識を持って業務を行うよう、食品安全委員会の資料等を活用し、科学に基づく食の安全の確保の考え方について職員に周知徹底を図った。 ・さらに、食の安全について、抽象論ではなく科学的知見に基づいて議論できるように、積極的に研修を受講する等により最低限の知識の習得を図っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	計画基準「ほ場整備(畑)」において、遊休農地に対する地権者の意向把握を行うことを位置づけることが重要。	/	調査項目の一つとして同基準に反映。
	田園自然再生セミナーの開催案内の早期告知を要望。	/	来年度は、従来より5ヶ月前の田園自然再生活動コンクールの募集(7月)に併せて開催概要を告知する予定。
		/	